

南海トラフ地震防災規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(防災体制の確立)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は別表のとおりとする。

(情報の収集・伝達)

第3条 地震防災隊長は、地震発生直後、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺の状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、事業所内の全従業員・顧客等に対し、放送又は口頭等により、必要な情報を直ちに伝達する。

なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難)

第4条 避難については、次に定めるものとする。

- (1) 地震防災隊長は、あらかじめ を津波からの避難場所と定め、その位置及び当事業所からの避難経路を示す図面並びに円滑な避難の確保のために必要な対策等を明示した書面を作成し、全従業員・顧客等に周知する。
- (2) 津波警報や津波に係る避難勧告が発令されるなど、避難が必要なときは、事業所内の全従業員・顧客等に対し、放送又は口頭等により、速やかに避難すべき旨、津波からの避難場所の位置、当事業所からの避難経路や方向等を知らせる。
- (3) 従業員は、それぞれがあらかじめ定められた安全措置（緊急点検、巡視、その他施設の損壊防止のため特に必要な措置）を行い、地震防災隊長に報告した後、津波からの避難場所へ避難する。なお、避難の際には、顧客や避難行動要支援者（負傷者、障害者、高齢者、子供等）の避難誘導に配慮する。
- (4) 避難場所等に避難した際には、津波が連続して発生することに鑑み、一定期間（津波警報等が発表されている間）避難場所に留まるか、更に安全な避難場所に移動することとする。

(時間差発生等における避難)

第5条 時間差発生等における避難については、次に定めるものとする。

- (1) (地震防災対策本部担当者等) は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、地震の発生から1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) 後発地震に対して注意する措置は、日頃からの地震への備えを再確認することとし、施設・設備の点検等を行う。

(訓練)

第6条 訓練については、次に定めるものとする。

(1) 地震防災隊長は、津波避難訓練を年1回以上行う。訓練の細目はその都度定めるが、情報の収集伝達、防災組織の編成配備、避難及び避難誘導、安全措置、救護活動等に重点を置き、実践的なものとするように努める。

(2) 地震防災隊長は、従業員を県、市町村、自治会、自主防災組織等が行う防災訓練に参加させるなど、地域との連携を図る。

(教育)

第7条 地震防災隊長は、従業員等に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行うほか、県、市町村、その他の機関等が行う防災訓練に参加させる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容。

(2) 南海トラフ地震の発生により予想される地震動や津波に関する知識

(3) 地震及び津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

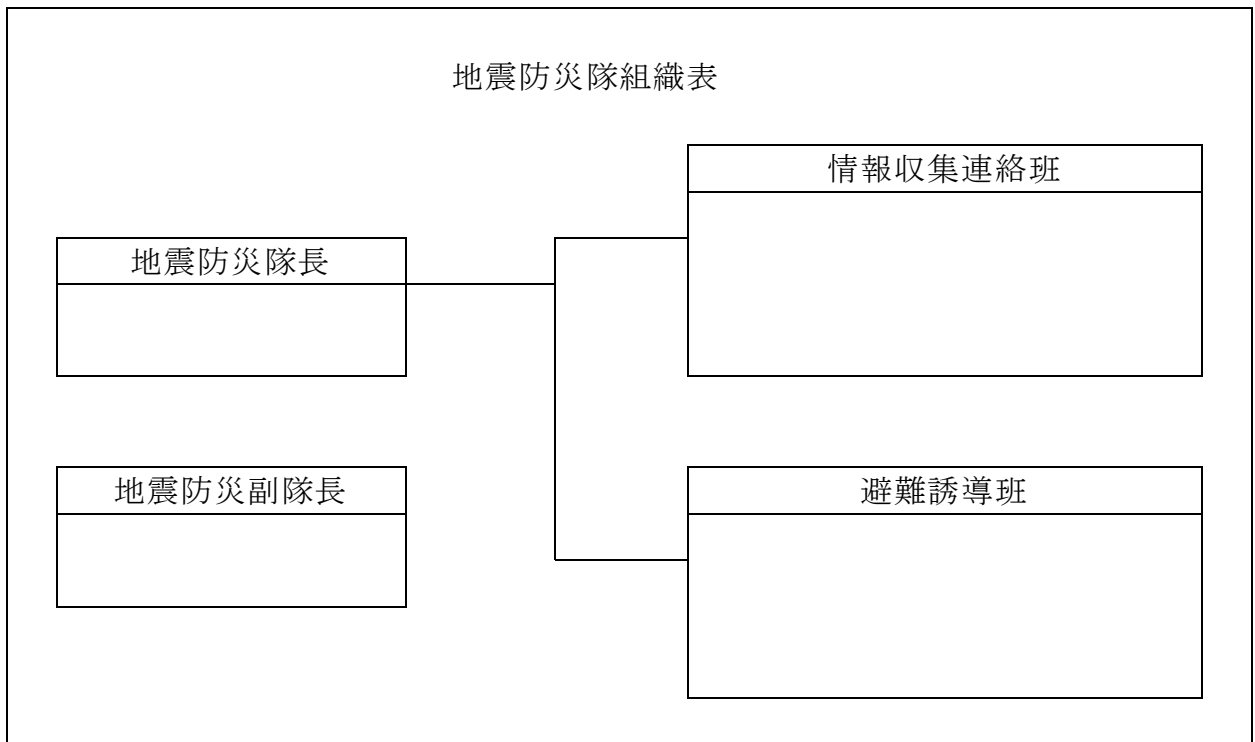
(6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第8条 地震防災隊長は、事業所内の各所に、想定津波高、到達時間、避難場所、避難経路を示す図面、南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる警戒する措置の内容等を掲示する。

別表



地震防災隊活動要領

担当区分	任 務 内 容
地震防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・情報伝達の指示 ・ 避難誘導の指示 ・ 負傷者に対する応急処置の指示 ・ 火災等二次災害への対応の指示
情報収集連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線、ラジオ等による災害情報の収集 ・ 施設内への情報伝達 ・ 負傷者等の有無の確認
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な避難路の確保 ・ 施設内全員の避難誘導 ・ 逃げ遅れ等の有無の確認